

(改 正 後)	(改 正 前)
J Aネットバンク利用規定 第1条「J Aネットバンク」 ～ 第8条 税金・各種料金払込みサービス「Pay-easy（ペイジー）」（省略） 第9条 定期貯金サービス 1. 定期貯金サービスとは、当組合が指定する操作方法により、契約者の依頼に基づき、サービス利用対象口座の中から契約者が指定した口座について、定期貯金の口座開設、預入、満期解約予約、満期時取扱条件変更（満期解約予約取消、元金継続・元利金継続の変更）、中途解約等を行うことができるサービスをいいます。 2. 本サービスによる口座開設を利用できるのは、サービス利用対象口座のうち定期貯金口座未開設の総合口座とし、開設した定期貯金口座（以下「開設口座」といいます。）は、自動的にサービス利用対象口座に登録されます。なお、口座開設時に契約者が指定した総合口座の届出印を開設口座の届出印とします。 3. 本サービスによる預入は、次のとおり取り扱います。 (1) 預入を利用できるのは、サービス利用対象口座のうち証書式定期貯金を除く定期貯金口座とし、あらかじめ指定されたサービス利用対象口座の中から契約者が指定した支払指定口座（納税準備貯金を除く。）から預入金額を引き落とし、契約者が指定した定期貯金口座に預入します。 (2) 定期貯金商品は当組合所定のものに限りです。また、預入の期間が10年やマル優等、本サービスによる取扱いができない事項があります。 (3) 定期貯金の適用利率は、預入日における定期貯金商品の貯金利率とします。 4. 本サービスによる満期解約予約および満期解約予約取消を利用できるのは、サービス利用対象口座のうち総合口座の定期貯金口座とします。また、元金継続・元利金継続の変更を利用できるのは、サービス利用対象口座のうち証書式定期貯金を除く定期貯金口座とします。 5. 本サービスによる中途解約を利用できるのは、サービス利用対象口座のうち証書式定期貯金を除く定期貯金口座における当組合が定める商品に限りです。また、当組合所定の中途解約利率を適用します。 6. 本サービスを利用できる口座や商品に該当しても、契約状況、取引状況によっては、本サービスを利用できない場合があります。 第10条 ローン繰上返済サービス ～ 第30条 準拠法・合意管轄（省略） 以上 (2022年11月29日現在)	J Aネットバンク利用規定 第1条「J Aネットバンク」 ～ 第8条 税金・各種料金払込みサービス「Pay-easy（ペイジー）」（省略） 第9条 定期貯金サービス 1. 定期貯金サービスとは、当組合が指定する操作方法により、契約者の依頼に基づき、サービス利用対象口座の中から契約者が指定した口座について、定期貯金の口座開設、預入、満期解約予約、満期時取扱条件変更（満期解約予約取消、元金継続・元利金継続の変更）、中途解約等を行うことができるサービスをいいます。 2. 本サービスによる口座開設を利用できるのは、サービス利用対象口座のうち定期貯金口座未開設の総合口座とし、開設した定期貯金口座（以下「開設口座」といいます。）は、自動的にサービス利用対象口座に登録されます。なお、口座開設時に契約者が指定した総合口座の届出印を開設口座の届出印とします。 3. 本サービスによる預入は、次のとおり取り扱います。 (1) 預入を利用できるのは、サービス利用対象口座のうち通帳式定期貯金口座とし、あらかじめ指定されたサービス利用対象口座の中から契約者が指定した支払指定口座（納税準備貯金を除く。）から預入金額を引き落とし、契約者が指定した定期貯金口座に預入します。 (2) 定期貯金商品は当組合所定のものに限りです。また、預入の期間が10年やマル優等、本サービスによる取扱いができない事項があります。 (3) 定期貯金の適用利率は、預入日における定期貯金商品の貯金利率とします。 4. 本サービスによる満期解約予約および満期解約予約取消を利用できるのは、サービス利用対象口座のうち総合口座の定期貯金口座とします。また、元金継続・元利金継続の変更を利用できるのは、サービス利用対象口座のうち通帳式定期貯金口座とします。 5. 本サービスによる中途解約を利用できるのは、サービス利用対象口座のうち通帳式定期貯金口座における当組合が定める商品に限りです。また、当組合所定の中途解約利率を適用します。 6. 本サービスを利用できる口座や商品に該当しても、契約状況、取引状況によっては、本サービスを利用できない場合があります。 第10条 ローン繰上返済サービス ～ 第30条 準拠法・合意管轄（省略） 以上 (2021年2月15日現在)